

第10回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和6年10月7日（月）
- 2 開会日時及び場所
令和6年10月7日（月） 午後1時50分
雲仙市役所別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和6年10月7日（月） 午後2時20分
- 4 委員氏名

(1)出席者（18名）

1番 山崎富士子	2番 笠原 勝	3番 松尾 茂敏	4番 田浦 則利
5番 中川 實美	6番 馬場 保	7番 前田 辰己	8番 鶴崎 高幸
9番 田島 真一	10番 内田 弘幸	11番 栄木 正孝	12番 宮寄 芳守
13番 井出 真吾	14番 小田 伸吾	16番 山崎 正典	17番 坂本 博
18番 東 康敬	19番 林田 剛		

(2)欠席者（1名）

15番 小筏 正治

5 議事に参与した者

事務局長	高木 謙次
次 長	内田 啓輔
参事補	酒井 伸也

6 提出議案及び報告事案

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第45号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第46号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第48号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第49号 農用地利用集積等促進計画（案）について

午後1時50分開会

○事務局長（高木 謙次君） 皆さん、こんにちは。定刻前ではありますが、皆さんおそろいの方ですので、ただいまから令和6年第10回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

議事進行上、発言される場合は、挙手の上、議長が指名をしてからマイクを通して発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

本日は、小筏委員から欠席届が提出されております。

なお、本日の出席者は、法の規定による過半数に達しております。会長に開会をお願いいたします。

○議長（林田 剛君） 改めて、皆さん、こんにちは。稲刈りも間近で足元の悪い中、本日はお集まりいただきまして、ありがとうございました。

先月中旬に、元日に被災された能登半島に、また新たな豪雨災害というのが報道されまして、言葉を失くすような惨事に、皆様とともにお見舞い申し上げたいと思います。災害はいつあるか分かりませんので、皆さん、それぞれお気をつけてお暮らしになるようによろしくお願いします。それでは、着座にて進行していきます。

ただいまから、令和6年第10回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。

各委員の協力方よろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規程第12条の規定により、8番、鶴崎高幸委員、9番、田島真一委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第45号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第6、議案第49号、農用地利用集積等促進計画（案）についてまでの議案5件となります。

それでは、日程第2、議案第45号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書2ページを御覧ください。

〔議案第45号の朗読〕

議案書3ページ、申請番号44番から48番まで、5件の申請があっております。詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、東部調査会長お願いします。

○委員（5番 中川 實美君） 議席番号5番、東部調査会長の中川です。

東部調査会関係分は、申請番号44番から46番です。

申請番号44番は、耕作できない所有者から耕作利便のため譲り受ける案件、申請番号45番は、規模拡大のため譲り受ける案件です。申請番号46番は、親から農業後継者へ贈与する案件です。

申請番号４４番から４６番について、現地調査並びに協議結果において、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

申請番号４４番から４６番について、ご質疑がありましたらお願いします。はい、どうぞ。

○委員（２番 笠原 勝君） 議席番号２番、笠原です。４４番の案件ですけれども、対価１０万円ということは９２万６,０００円かなと思ったら、下に１０万円って書いてあるんですけど、１０万円でしょうか。どっちの金額。

○議長（林田 剛君） 事務局、お願いします。

○事務局長（高木 謙次君） 対価が１０万円ということです。

○委員（２番 笠原 勝君） その値段でよかったんでしょうか。

○議長（林田 剛君） 地元委員の方、何か。（発言する者あり）ほかありませんか、地元委員の方。（発言する者あり）

また分かれば、情報をよろしくお願いします。はい、どうぞ。

○委員（１０番 内田 弘幸君） 内田ですけど。１０万ということですけど、これは東部のほうでは調査会のときは何も……、（「なかったです」と言う者あり）それで、これに対して、今おらず委員さんは何も違和感はなかったのかなと思って。そりゃあ、そのときも出んやったというのも、また何かちょっとおかしいなと思うし。ちょっと、そこら辺、お願いします。

○議長（林田 剛君） １４番、どうぞ。

○委員（１４番 小田 伸吾君） １４番の小田ですけど、そのときには対価１０万円で、多分作りきりきらさんのんか、このような条件で所有権を移転されたんじゃないんだろうかと思って、自分は納得しました。

○委員（１７番 坂本 博君） 何かもうあまり買い手もつかんとこで何とか場所的に、もう誰も手を付けんちゅうような感じやった。（発言する者あり）

○委員（１０番 内田 弘幸君） はい、分かりました。

○議長（林田 剛君） よろしいですか。（「はい」と言う者あり）
ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長お願いします。

○委員（１６番 山崎 正典君） 議席番号１６番、西部調査会長の山崎です。

西部調査会関係分は、申請番号４７番から４８番です。

申請番号４７番は、耕作できない祖父から、農業後継者である孫へ新規就農のため贈与する案件で

す。申請番号４８番は、親から農業後継者である子へ贈与する案件です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号４７番から４８番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、議案第４５号、申請番号４４番から４８番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第３、議案第４６号、農地法第４条第１項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書７ページを御覧ください。

〔議案第４６号の朗読〕

議案書８ページ、申請番号７番の１件の申請があっております。詳しくは別添２を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、中部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（８番 鶴崎 高幸君） 議席番号８番、中部調査会長の鶴崎です。

中部調査会関係分は、申請番号７番です。

申請番号７番について、申請地は１０ヘクタール以上の集団の中にある農地で、第１種農地と判断しました。転用目的が農業用施設としての牛舎等であり、例外規定による許可に関して特に問題はありませんが、２０年以上前から無断転用であり、追認申請です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号７番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、議案第４６号、申請番号７番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第４、議案第４７号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について、事務局、議

案事項の説明をお願いします。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書 9 ページを御覧ください。

〔議案第 4 7 号の朗読〕

議案書 10 ページ、申請番号 3 1 番から 3 3 番の 3 件の申請があつております。詳しくは別添 2 を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（5 番 中川 實美君） 議席番号 5 番、東部調査会長の中川です。

東部調査会関係分は、申請番号 3 1 番です。

申請番号 3 1 番について、申請地は 10 ヘクタール以上の集団の中にある農地で、第 1 種農地と判断しました。申請目的は一般個人住宅です。農業後継者の孫のために、祖父の自宅そばの農地を貸して住居を構えさせるということです。例外規定の集落接続で、許可に関して特に問題ないものと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号 3 1 番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、続きまして、中部調査会長お願いします。

○委員（8 番 鶴崎 高幸君） 議席番号 8 番、中部調査会長の鶴崎です。

中部調査会関係分は、申請番号 3 2 番から 3 3 番です。

申請番号 3 2 番について、申請地は愛野総合支所から 300 メートル以内にある農地で、第 3 種農地と判断しました。申請目的は一般個人住宅です。許可に関して特に問題ないものと思われます。

次に、3 3 番について、申請地は 10 ヘクタール未満の集団の中にある農地で、第 2 種農地と判断しました。申請目的は駐車場です。隣接地で土木業を営んでいる会社の従業員及び社用車等の専用駐車場としての申請で、許可に関して特に問題ないものと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号 3 2 番から 3 3 番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、議案第 4 7 号、申請番号 3 1 番から 3 3 番は、申

請どおり許可することにご異議ありませんか。いいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第48号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書11ページを御覧ください。

〔議案第48号の朗読〕

議案書12ページ、整理番号1番から、議案書36ページ、整理番号48番までです。整理番号1番から2番は貸借に係る案件、整理番号3番から10番までは所有権移転に係る案件、整理番号11番から48番までは、農地中間管理機構に貸し付ける配分先まで決定する一括方式となっております。詳しくは別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） 議案第48号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る申請番号1番から2番について、ご質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） 次に、所有権移転に係る申請番号3番から10番について、ご質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） それでは、次に、農地中間管理事業に係る申請番号11番から48番について、ご質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） 48号を通してご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第48号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、集積計画を決定することとします。

次に、日程第6、議案第49号、農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書37ページを御覧ください。

〔議案第４９号の朗読〕

議案書３８ページ、整理番号１番です。資料は別添３を御覧ください。この議案については、前年まで、中間管理機構を介した貸借のうち、配分先のみを変更する分で上がってきていた案件であります。基盤強化法の改正で、配分先のみの変更部分が法の中で削除されていることから、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１項の規定により、（案）として作成し、承認をもらった上で農林部局へ要請するものです。

以上です。

○議長（林田 剛君） 議案第４９号に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、議案第４９号、申請番号１番は、申請どおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり承認することに決定しました。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後２時20分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年10月 7日

議 長

署名委員

署名委員